

静岡県
中小企業等

中小法人・個人事業者の皆様のための

応 援 金

一般枠

酒類事業者枠

申請要領

中小法人・個人事業者等向け

静岡県中小企業等応援金交付要綱に基づく申請の手続等については、当要領にて定めております。

2021年9月28日時点

静岡県中小企業等応援金事務局

(コールセンター番号：0120-880-380)

※今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

静岡県中小企業等応援金特設ページ

<https://shizuoka-ouenkin.com>



応援金 申請要領

応援金について

(1) 制度概要 3ページ

(2) 交付金額 5ページ

(3) 交付対象となり得る事業者の具体例 7ページ

(4) 不交付要件 8ページ

(5) 申請区分 10ページ

(6) 申請期間・申請方法 11ページ

(7) 提出書類一覧 12ページ

(8) 保存資料 13ページ

(9) 誓約書 14ページ

(10) 交付額の算定方法 15ページ
-売上の定義-

(11) 交付額の算定方法 16ページ
-比較年の選択方法-

(12) 交付額の算定方法 17ページ
-算定式・算定例-

(13) 特例について 20ページ

(1) 制度概要

静岡県中小企業等応援金とは？

静岡県にて2021年8月以降に実施した緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）による**飲食店への休業要請・営業時間短縮要請、終日酒類の提供停止要請**や**不要不急の外出・移動の自粛要請の影響**に伴い、売上が減少した**県内の中小法人・個人事業者等**の事業の継続を支援することを目的として交付する応援金です。

交付対象は？

応援金は「**一般枠**」と「**酒類事業者枠**」の2つの枠があります。

応援金の交付を受けるためには、①から⑤の要件を全て満たす必要があります。

① 下記の対象要件と、売上要件を満たすこと。

一般枠	酒類事業者枠
【対象要件】 ■ 2021年8月以降の対象措置に伴い、 休業要請・営業時間短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること 又は ■ 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと	【対象要件】 酒類の提供停止を伴う 営業時間短縮要請等に応じた飲食店と直接・間接の取引があること
【売上要件】 2021年対象月の売上※ が、2019年又は2020年（以下「比較年」という。）の同月（以下「比較月」という。）の売上と比較して 30%以上50%未満減少 したこと ● 売上減少が50%以上の場合は、国の月次支援金の対象となります。	【売上要件】 ■ 2021年対象月の売上※ が、比較月の売上と比較して 50%以上減少 しており、 国の「月次支援金」が交付 されること（上乗せ） 又は ■ 対象月の売上 が、比較月の売上と比較して 30%以上50%未満減少 したこと（拡大） 又は ■ 対象月及び前月の売上 が、比較月の売上と比較して 2か月連続で15%以上減少 したこと（拡大）

※売上の定義につきましては15ページをご確認ください

次ページに続く

(1) 制度概要

- ② **中小法人又は個人事業者等**であって**本店又は主たる事務所が静岡県内にあること。**

※ **中小法人とは、資本金等が10億円未満又は資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいう。**なお、「資本金等」については、「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。また、「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

※ 「本店又は主たる事務所が静岡県内にある」とは、**確定申告書記載の納税地（個人にあつては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）が静岡県内であること**をいう。

- ③ **2021年3月31日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。**
- ④ 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあつては、被雇用者又は被扶養者ではないこと。
- ⑤ **【酒類事業者枠のみ】**酒類製造免許又は酒類販売業免許を有すること。

対象月は？

交付対象となる対象月は、静岡県内で2021年8月以降に対象措置が実施された以下の月を指します。

対象月

2021年8月及び9月

(2) 交付金額

一般枠の交付金額は？

応援金のうち「**一般枠**」について、交付金額は下記の通りです。

一般枠

【交付金額】

売上減少額又は交付上限額のいずれか低い方

【売上減少額】

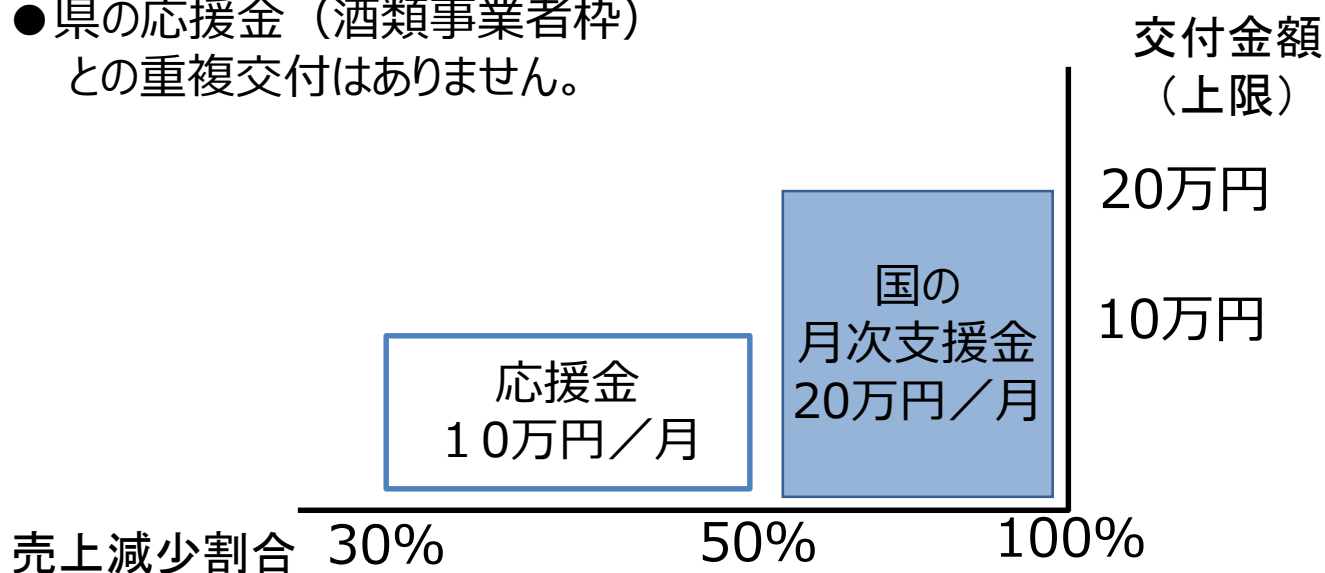
[2020年又は2019年8月（9月）の売上]-[2021年8月（9月）の売上]

【交付上限額】

売上減少割合	中小法人等	個人事業者
30%以上50%未満	上限 10 万円	上限 5 万円

【交付イメージ】

- 中小法人等の場合
（個人事業者は半額）
- 県の応援金（酒類事業者枠）
との重複交付はありません。



(2) 交付金額

酒類事業者枠の交付金額は？

応援金のうち「**酒類事業者枠**」について、交付金額は下記の通りです。

酒類事業者枠

【交付金額】

売上減少額から国の月次支援金を控除した額又は
交付上限額のいずれか低い方

【売上減少額】

[2020年又は2019年8月（9月）の売上]-[2021年8月（9月）の売上]

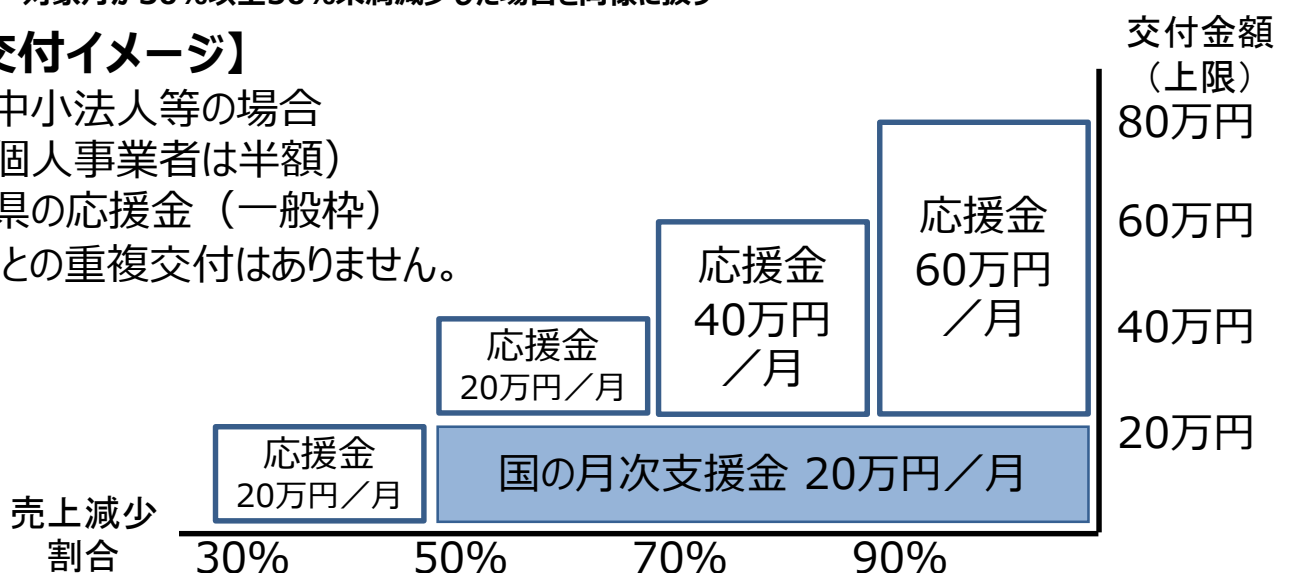
【交付上限額】

売上減少割合	中小法人等	個人事業者
30%以上50%未満※	上限 20 万円	上限 10 万円
50%以上70%未満	上限 20 万円	上限 10 万円
70%以上90%未満	上限 40 万円	上限 20 万円
90%以上	上限 60 万円	上限 30 万円

※対象月及び前月の売上が2か月連続で15%以上減少している場合も、
対象月が30%以上50%未満減少した場合と同様に扱う

【交付イメージ】

- 中小法人等の場合
(個人事業者は半額)
- 県の応援金（一般枠）
との重複交付はありません。



(3) 交付対象となり得る事業者の具体例

交付対象となり得る具体的な事業者は？



売上要件を満たしており、対象となり得る事業者に該当しても、緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていなければ、交付対象外です。

(4) 不交付要件

交付対象外となる場合とは？

(1) 制度概要に記載の交付要件を満たした場合でも、下記の①から⑩までのいずれかに該当する 事業者は、交付対象外となります。

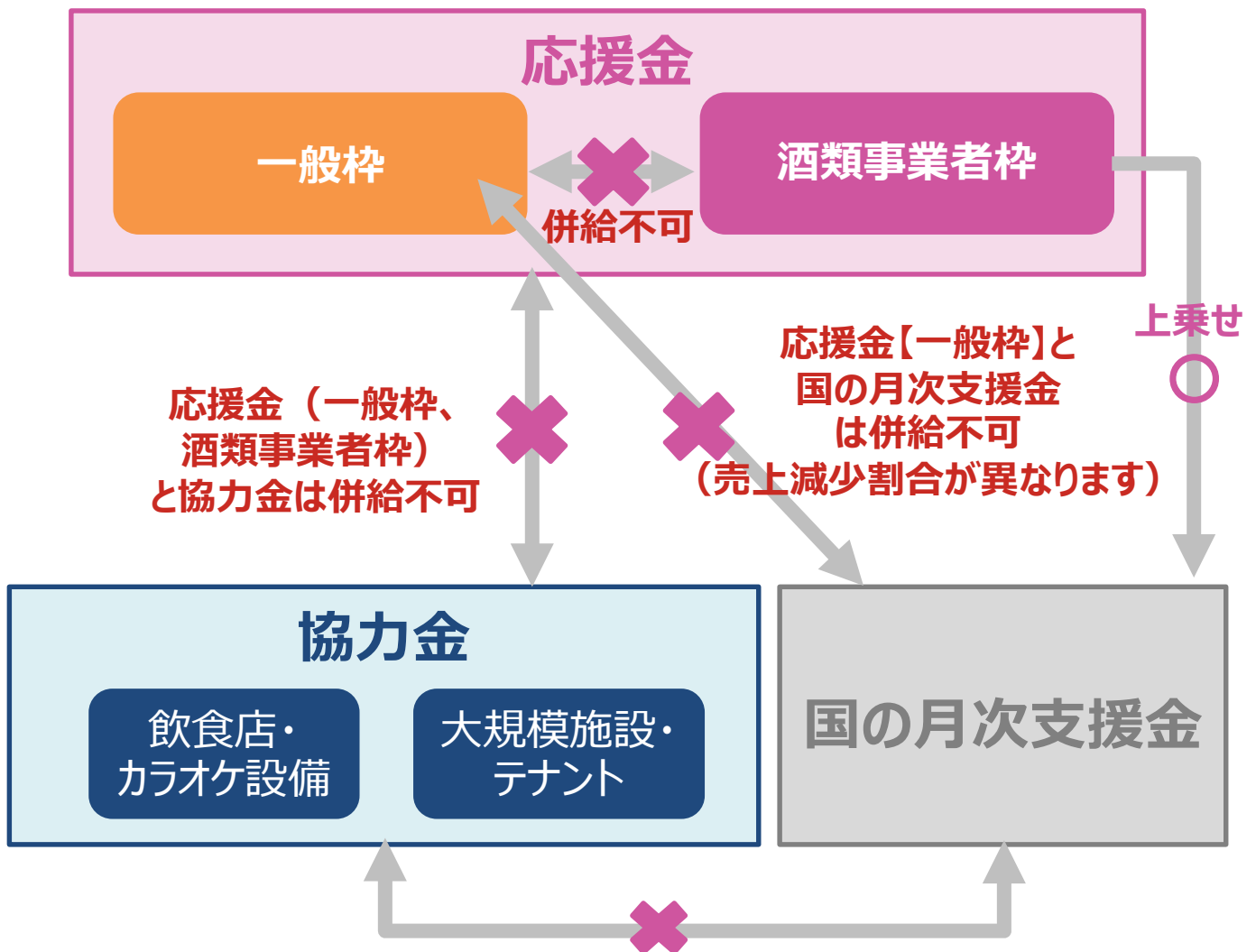
- ① 令和3年8月、9月を対象とした静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の受給要件を満たす場合
- ② 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 政治団体
- ⑤ 宗教上の組織又は団体
- ⑥ 暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ⑦ 対象措置とは関係なく売上計上基準の変更や顧客との取引時期・営業日数の調整等により対象月の売上が減少した場合
- ⑧ 事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象期間・対象月として、対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず交付を申請する場合
- ⑨ 「静岡県中小企業者等応援金の申請に関する誓約書」の誓約事項及び同意の項目（12ページ参照）について、誓約及び同意しない者
- ⑩ 前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして交付が適当でないと知事が判断する者

※不交付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不交付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、応援金の交付を受けることはできません。

(4) 不交付要件

ご注意ください！

- **応援金**（【一般枠】【酒類事業者枠】）と静岡県感染防止対策協力金（以下「**協力金**」という。）は、**重複受給は出来ません**。
- **応援金【一般枠】**と**国の月次支援金**は、**重複受給は出来ません**（**交付要件（売上減少割合）が異なります**）。



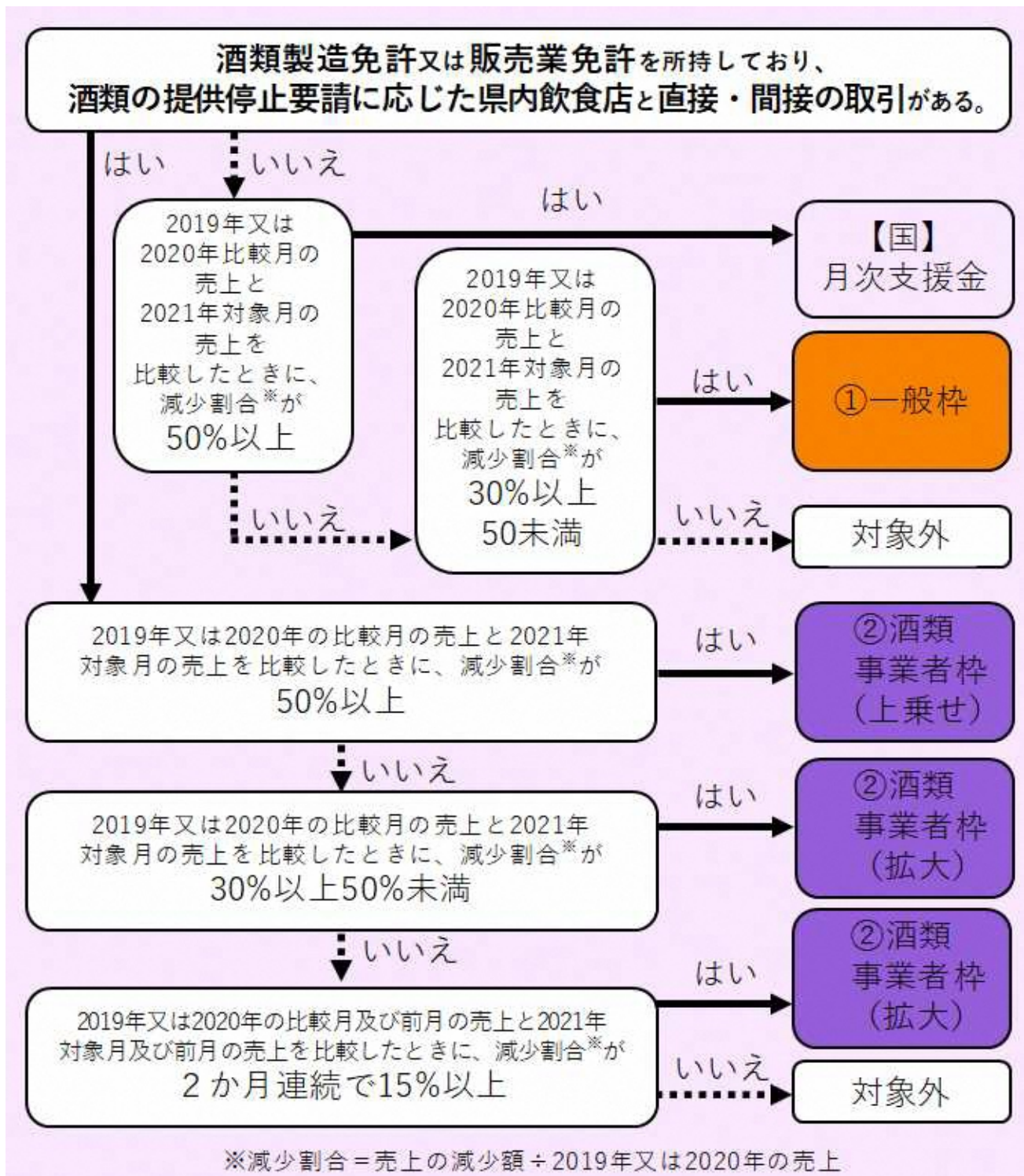
(5) 申請区分

申請区分

応援金には①一般枠、②酒類事業者枠の2つの申請区分があります。下記「申請区分フロー」に従い、申請区分を確認してください。
また、申請の対象月は8月、9月分となります。

申請区分フロー

(4) までの内容を確認し、交付対象と思われる方は以下のフローをご確認ください。



(6) 申請期間・申請方法

申請期間

8月分：令和3年9月15日から12月28日

9月分：令和3年10月1日から12月28日

申請方法

申請方法は以下のとおりです。(申請書類は(7)提出書類一覧を参照)

①電子オンライン申請

オンライン申請URL：<https://shizuoka-ouenkin.com>

(スマートフォンやタブレット端末での表示にも対応します。)

②郵送による申請

静岡県中小企業等応援金事務局宛：

〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 フコク生命ビル1F

(申請期間内の消印有効に限ります。)

(注意点)

※持参による申請は、感染症防止の観点から原則として受け付けておりません。

※郵送による場合は、書類がすべてそろっているか、内容に不備や誤りはないか、十分に確認のうえ、申請してください。

※書類審査の過程で、書類等の再提出(追加提出)を求めることがあります。その場合は、メール又は郵送でのご対応をお願いします。

※交付申請後、申請を取り下げたい場合は、様式第3号「静岡県中小企業等応援金に係る申請の取下げについて」を提出ください。

(7) 提出書類一覧

提出資料の様式についてはホームページからダウンロードいただけます。 ●必須書類 ○該当する場合のみ

No	資料	電子*1		郵送	
		法人	個人	法人	個人
1	申請書 ● 交付申請書（様式第1号）	申請画面に 入力		●	●
2	応援金申請額 計算書 ● 一般枠：応援金申請額計算書① ● 酒類事業者枠：応援金申請額計算書②	申請画面に て自動計算		●	●
3	誓約書 ● 誓約書（様式第2号） 法人の代表者又は個人事業者の方が自署してください	●	●	●	●
4	取引先が分かる 書類 ● 取引先情報一覧（別添様式A）	申請画面に 入力		●	●
5	本店又は主たる 事務所が県内にある ことが分かる書類 ● 直近の確定申告書の写し* (No.6で2020年分を提出する場合は不要) (申請が2回目の場合は不要)	●	●	●	●
6	売上が確認できる 書類 ● 確定申告書の写し*(比較年月2019年8月、9月又は2020年8 月、9月を含む年のもの) 【法人の場合】 法人税申告書別表一、及び法人事業概況説明書 【個人の場合】 所得税確定申告書B、及び (青色申告の方)青色申告決算書 (申請が2回目以降で比較年が同一の場合のみ不要)	●	●	●	●
7	● 売上帳など帳簿の写し(2021年8月、9月の売上が分かるもの) ※酒類事業者枠の申請の場合で、2か月連続15%以上減少の要件 の場合は2021年7月、8月又は8月、9月の売上が分かるもの	●	●	●	●
8	本人確認書類の 写し (申請が2回目の 場合は不要) 【法人の場合】 ● 履歴事項全部証明書の写し(申請日から3か月以内に発行された もの) ● 代表者の氏名、生年月日、住所が確認できる書類の写し ● 役員名簿一覧(氏名(フリガナ)、生年月日、性別) (別添様式B)	●	—	●	—
	【個人の場合】 ● 氏名、生年月日、住所が確認できる書類の写し	—	●	—	●
9	振込先口座が分かる 書類 (申請が2回目の 場合は不要) ● 申請書に記入した口座の通帳の写し	●	●	●	●
10	個人事業主の雑・給 与所得の発生が分か る書類 ※ 個人事業主の雑・給与所得を根拠とする場合 ● 業務委託契約書の写し等 ● 業務委託契約等による収入があることを示す書類の写し (例：支払調書の写し、源泉徴収票の写し、給与に係る支払明細書 の写し、業務委託に係る支払明細書の写し) ● 国民健康保険証の写し(資格取得日が2019年以前のものに限る)	—	○	—	○

*確定申告書の写しには、收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字)されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。いずれも存在しない個人事業者の場合には、添付する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」「(事業所得金額の記載があるもの)又は「課税証明書」(もしくは「非課税証明書」)を合わせて添付することが必要です。その他、特設サイトより「特例について」をダウンロードして「証拠書類等に関する特例」をご確認ください。

(8) 保存資料

保存しなければならない資料とは？

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が交付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電磁記録等により7年間保存してください**。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

飲食店の休業・時短営業の影響

申請区分		対象措置実施地域内で休業又は時短営業を実施している飲食店との取引関係	保存書類
(A)	一般枠	直接取引	対象措置実施地域内で休業要請・営業時間短縮要請を受けた飲食店との 反復継続した取引※を示す「帳簿書類及び通帳」 。
		間接取引	対象措置実施地域内で休業要請・営業時間短縮要請を受けた飲食店の間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との 反復継続した取引※を示す「帳簿書類及び通帳」 。
(B)	酒類事業者枠	直接取引	酒類の提供停止要請等に応じた飲食店との 反復継続した取引※を示す「帳簿書類及び通帳」 。
		間接取引	酒類の提供停止要請等に応じた飲食店の間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との 反復継続した取引※を示す「帳簿書類及び通帳」 。

※「反復継続した取引」とは、2019年の8月、9月及び2020年の8月、9月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通帳」でも可。（以下同じ。）

外出自粛等の影響

事業者の区分		保存書類
(C)	主に対面で「個人顧客」向けに「商品の販売」又は「サービスの提供」を継続的に行っていることにより影響を受けた事業者	個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「 帳簿書類及び通帳 」並びに「 商品・サービスの一覧表、店舗写真 」
(D)	(C)の事業者に、直接、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることにより影響を受けた事業者	(C)の事業者との反復継続した取引を示す「 帳簿書類及び通帳 」
(E)	(C)の事業者に、販売・提供先を経由して、「商品の販売」又は「サービスの提供」を反復継続して行っていることにより影響を受けた事業者	(C)の事業者「商品の販売」又は「サービスの提供」を行っている販売・提供先との反復継続した取引を示す「 帳簿書類及び通帳 」

上記の証拠書類等を保存していたとしても、対象措置実施地域内において対面で個人顧客向けに商品の販売・サービスの提供を反復継続して行っていないなど、**交付要件に該当しない場合は交付対象外**です。

(9) 誓約書

誓約書とは？

交付要綱第5の規定に基づき、次の1.から10.までのいずれにも誓約する必要があります。また、虚偽の誓約を行った場合や誓約事項に違反した場合は、速やかに応援金の交付の辞退又は返還を行っていただきます。

様式第2号（第5関係）（用紙 日本産業規格 A4縦型）

【一般枠・酒類事業者枠共通】

静岡県中小企業等応援金の申請に関する誓約書

私は、静岡県中小企業等応援金（以下「応援金」という）の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、応援金の申請の取り下げ、応援金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

1. 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
2. 応援金の申請にあたり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
3. 「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」を申請しておらず（交付を受けておらず）、今後も申請しません。
4. 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに書類提出に応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
5. 2021年3月31日時点で事業を営んでおり、申請日時点で倒産・廃業していません。また、本応援金の交付を受けた後も事業を継続します（する意思があります）。
6. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また暴力団等は経営に一切参画していません。
7. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団等に該当しないことを確認するため、静岡県警察に照会を行うことに同意します。
8. 酒類事業者枠で申請する場合、酒類製造免許又は酒類販売業免許を有していることを確認するため、国税庁に照会を行うことに同意します。
9. 国や地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への補助金、支援金等の交付事務に関し、情報提供を求められた場合には、本応援金の申請情報を提供することに同意します。また、申請内容の虚偽や不正が疑われる場合は静岡県警察に照会を行うことに同意します。
10. 提出書類である確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類（日付、取引先、取引内容、取引金額が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等）及び通帳等の証拠書類を電磁記録等により7年間保存します。

令和 年 月 日

(法人の場合) 本店所在地 / (個人の場合) 住所 _____

(法人の場合) 法人名 / (個人の場合) 屋号 _____

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 _____

誓約・同意した
日付を記載

申請者本人の
自署(フルネーム)
※ゴム印、印字等
は不可

(10) 交付額の算定方法 -売上定義-

売上とは？

交付要件における各年・各月の「売上」を下記の金額とします。

但し、下記売上には、比較月・対象月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に支払われた給付金、補助金、助成金等を除いた額を計上してください。

	法人	個人事業者 (事業収入がある方)	個人事業者 (雑所得又は給与所得が 主たる収入の方)
2021年の 月別売上	対象月の月間事業収入等が確認できる売上台帳等の金額		
比較月の 売上	法人事業概況説明書の月別の売上金額	【青色申告（一般用）】 所得税青色申告決算書 2ページ目の対象月の月別売上金額 【青色申告（農業所得用） 又は白色申告】 1年間の売上 ^{※1} ÷12 (1円未満切り捨て)	1年間の売上 ^{※2} ÷12 (1円未満切り捨て)

※1 1年間の売上は「確定申告書B第一表の収入金額等の事業(営業等・農業)の合計」とする。

※2 1年間の売上は「年間業務委託契約等に記載の事業収入^{※3}」とする。

※3 申請者が個人事業者であり、確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がなく（又は「0円」）、対象月及び比較月において雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ている場合には、当該収入を売上とする。

なお、申請者が個人事業者であり青色申告を行っている者で、以下のいずれか①～③を満たす者の場合は、白色申告を行っている者と同様の売上定義とする。

- ① 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合
- ③ 合理的な事由により当該書類を提出できないものと事務局が認める場合

(11) 交付額の算定方法 -比較年の選択方法-

比較年の選択にご注意ください

比較年の選択は下記の条件がございますので、ご注意ください。

申請区分 (酒類事業者枠は「酒類枠」と表示)	比較年の選択方法
①一般枠	8月と9月の比較年は各月ごとに2019年、2020年のどちらでも選択可能です（例：8月は2019年、9月は2020年を選択可能）
②酒類枠（拡大）	8月と9月の比較年は各月ごとに2019年、2020年のどちらでも選択可能です（例：8月は2019年、9月は2020年を選択可能）
②酒類枠（上乘せ）	8月及び9月の比較年は 国の月次支援金の比較年と一致 している必要があります 【良い例】○ 国の月次支援金（8月）の比較年は2019年 ⇒応援金（8月）の比較年も2019年（ 申請可能 ） 【悪い例】× 国の月次支援金（8月）の比較年は2020年 ⇒応援金（8月）の比較年は2019年（ 申請不可 ）

(12) 交付額の算定方法 -算定式・算定例-

【一般枠】の交付額は？

応援金（一般枠）の交付額は、**2019年又は2020年（比較年）の8月・9月（比較月）の各月売上額から2021年8月・9月（対象月）の各月売上額**を差し引いたものです。（中小法人等：上限10万円、個人事業者：上限5万円）

■ 交付額の算定式

S：交付額

A：比較月の売上額

B：対象月の売上額

$S = A - B$ （上限：中小法人等：10万円、個人事業者：5万円）

交付額の算定例(個人事業主で青色申告の場合)

単位：万円

	8月		9月	
2019/2020年	26	A1	13	A2
2021年	15	B1	9	B2

【8月分】

A1 2019年又は2020年の8月の売上：26万円

B1 2021年8月の売上：15万円

① 交付対象の判定

売上減少割合の算定：売上減少額11万円

$(A1 \text{ 26万円} - B1 \text{ 15万円}) \div A1 \text{ 26万円} = 42\%$
(小数点以下切り捨て)

⇒ **売上減少割合が30%以上となるため交付対象**

② 交付額の算定

売上減少額11万円 \geq 5万円（上限額）

⇒ **S1:8月分の交付額5万円**

【9月分】

A2 2019年又は2020年の9月の売上：13万円

B2 2021年9月の売上：9万円

① 交付対象の判定

売上減少割合の算定：売上減少額4万円

$(A2 \text{ 13万円} - B2 \text{ 9万円}) \div A2 \text{ 13万円} = 30\%$
(小数点以下切り捨て)

⇒ **売上減少割合が30%以上となるため交付対象**

② 交付額の算定

売上減少額4万円 $<$ 5万円（上限額）

⇒ **S2:9月分の交付額4万円**

(12) 交付額の算定方法 -算定式・算定例-

【酒類事業者枠】の交付額は？

応援金（酒類事業者枠）の交付額は、**2019年又は2020年（比較年）の8月・9月（比較月）の各月売上額から2021年8月・9月（対象月）の各月売上額**を差し引いたものです。なお、売上減少割合が50%以上の場合は、売上減少額のうち、国の月次支援金による補填後の不足分を交付します。

各月売上の減少割合が30%以上70%未満の場合：中小法人等：上限20万円、個人事業者：上限10万円
 各月売上の減少割合が70%以上90%未満の場合：中小法人等：上限40万円、個人事業者：上限20万円
 各月売上の減少割合が90%以上の場合：中小法人等：上限60万円、個人事業者：上限30万円

■ 交付額の算定式【売上減少割合が30%以上50%未満の場合】

S：交付額（各月ごとに算定）

A：比較月の売上額 B：対象月の売上額

S = A - B（上限：中小法人等：20万円、個人事業者：10万円）

■ 交付額の算定式【売上減少割合が50%以上の場合（国の月次支援金の交付が前提）】

S：交付額（各月ごとに算定）

A：比較月の売上額 B：対象月の売上額

C：対象月の月次支援金の交付額（交付前は申請額）

S = A - B - C

（売上減少割合50%以上70%未満の上限：中小法人等：20万円、個人事業者：10万円）

（売上減少割合70%以上90%未満の上限：中小法人等：40万円、個人事業者：20万円）

（売上減少割合90%以上の上限：中小法人等：60万円、個人事業者：30万円）

交付額の算定例(個人事業主で青色申告の場合)

2019/2020年	8月		9月	
		50	A1	15
2021年	8月		9月	
		15	B1	10

単位：万円

【8月分】

A1 2019年又は2020年の8月の売上：50万円

B1 2021年8月の売上：15万円

① 交付対象の判定

売上減少割合の算定：売上減少額35万円

(A1 50万円 - B1 15万円) ÷ A1 50万円 = 70%

⇒ **売上減少割合が70%以上となるため交付対象**

売上減少割合が50%以上のため、国の「月次支援金」の対象となり、月次支援金を控除して交付額を算定することになります。

② 交付額の算定

売上減少額35万円 - C 月次支援金10万円
 = 25万円 > 20万円（上限額※）

※同月比70%以上90%の減少のため、上限額は20万円になります。

⇒ **S1:8月分の交付額20万円**

【9月分】

A2 2019年又は2020年の9月の売上：15万円

B2 2021年9月の売上：10万円

① 交付対象の判定

売上減少割合の算定：売上減少額5万円

(A2 15万円 - B2 10万円) ÷ A2 15万円 = 33%
(小数点以下切り捨て)

⇒ **売上減少割合が30%以上となるため交付対象**

② 交付額の算定

売上減少額5万円 < 10万円（上限額）

⇒ **S2:9月分の交付額5万円**

(12) 交付額の算定方法 -算定式・算定例-

【酒類事業者枠】の交付額は？②

応援金（酒類事業者枠）の交付額は、**2019年又は2020年（比較年）の8月・9月（比較月）の各月売上額から2021年8月・9月（対象月）の各月売上額**を差し引いたものです。なお、売上減少割合が対象月の前月から2か月連続で15%以上の場合は、対象月の売上減少割合が30%以上50%未満の場合と同様となります。

■ 交付額の算定式【2か月連続15%以上 = 売上減少割合が30%以上50%未満と同様】

S : 交付額（各月ごとに算定）

A : 比較月の売上額 B : 対象月の売上額

S = A - B（上限：中小法人等：20万円、個人事業者：10万円）

交付額の算定例(個人事業主で青色申告の場合)

2019/2020年	7月		8月	
		50	A1	45
2021年	7月		8月	
		40	B1	38

単位：万円

【8月分】

A1 2019年又は2020年の7月の売上：50万円 **A2** A1と同年の8月の売上：45万円

B1 2021年7月の売上：40万円 **B2** 2021年8月の売上：38万円

① 交付対象の判定

売上減少割合の算定：対象月前月（7月）の売上減少額10万円

(A1 50万円 - B1 40万円) ÷ A1 50万円 = 20%

⇒ **売上減少割合が15%～30%となるため、次月が15%以上の売上減少があれば交付対象**

売上減少割合の算定：対象月（8月）の売上減少額7万円

(A1 45万円 - B1 38万円) ÷ A1 45万円 = 15.5%

⇒ **売上減少割合が15%～30%となるため、対象月の前月から2か月連続で15%以上の売上減少があるため、交付対象**

② 交付額の算定

売上減少割合が15%以上30%だったため、30%以上50%未満の売上減少と同様の扱いとする。

対象月（8月）の売上減少額7万円 < 10万円

⇒ **S1: 8月分の交付額7万円**

(13) 特例について

特例にはどのようなものがある？

応援金の特例はA：「証拠書類等に関する特例」とB：「交付額等に関する特例」があります。

A：証拠書類等に関する特例

A-1

2019年8月、9月又は2020年8月、9月を期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合

B：交付額等に関する特例

B-1

2019年・2020年新規開業特例

2019年1月から2020年12月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等に対する特例

B-2

2021年新規開業特例

2021年1月から2021年3月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等に対する特例

B-3

合併特例

2021年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併した中小法人等に対する特例

B-4

連結納税特例

連結納税している中小法人等に対する特例

B-5

罹災特例

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人又は個人事業者等に対する特例

B-6

法人成り特例

2021年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例

B-7

事業承継特例

2021年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた個人事業者等に対する特例
(事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合も含む)

B-8

NPO法人・公益法人等特例

特定非営利法人又は公益法人等に対する特例、寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人に対する特例

詳細は
特設サイトより
「特例について」
をダウンロード
してご確認ください